

# 浜長保険センター安全だより

令和5年9月19日

浜長保険センター 第82号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



爽りの秋を迎えましたが、残暑厳しい日々が続いています。暑さ寒さも彼岸(9月20日～9月26日)までと申しますし、中秋の名月(9月29日)も間近であります。季節の変わり目、体調を崩されませんようご自愛され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。



交通情勢の変化と共に交通ルールも毎年、改正され、分かっているようでハッキリ理解されていない交通ルール、例えばシートベルト未着用、高齢運転者標章の表示義務など、点数のみの交通違反や点数がない交通違反などについて説明します。

## 1 シートベルトの着用義務

問 運転者がシートベルトを着用しなかった場合、反則金はあるのか？

答 反則金はありませんが、座席ベルト装着義務違反として、点数1点が付されます。

問 助手席の者がシートベルトを着用しなかった場合は、どうなるのか？

答 運転者に点数1点が付されます。

問 後部座席の者がシートベルトを装着していなかった場合は、どうなるのか？

答 後部座席について、装着義務違反1点が付けられるのは、「高速道路、自動車専用道路に限る」と規定されています。(道路交通法施行令の別表第2の備考107に規定)、一般道は、違反点数が付されません。

問 シートベルトが免除されるのは、どのような場合があるのか？

答 免除について、政令で定められており、主な内容は次のとおりです。

①負傷、障害のため、又は妊娠中であるなど装着することが療養上、又は健康保持上適当でない者が運転するとき。②若しくは座高が高いか又は低い、若しくは若しくは著しく肥満し、装着することができない者が自動車を運転するとき。③後退するときなどです。



## 2 高齢運転者標識標示義務

問 高齢運転者マークは、何歳から表示しなければならないのか？

答 70歳以上75歳未満の高齢者が普通自動車を運転するときは、努力義務であり、75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、「高齢運転者標識を表示しなければならない」と表示義務が課され、罰則規定がありますが、道交法附則第22条に「当分の間、適用しない。」と規定され、70歳以上75歳未満の高齢者に準じた「努力義務」が適用され、現在、反則金や違反点数もありません。

問 高齢運転者マークを表示していない場合、どうなるのか？

答 高齢運転者マークを表示している自動車に対して、高齢運転者を保護する目的で幅寄せ等を禁止する規定がありますが、高齢運転者マークを表示していないと、その保護の適用を受けることができません。

問 高齢者マークを表示していない場合、罰則、違反点数はあるのか？

答 以上のとおり、年齢を問わず、現在の交通ルールでは、反則金はなく、違反点数も付されません。



## 3 携帯電話使用等

問 携帯電話を使用中に交通事故を起こした場合、反則金はあるのか？

答 携帯電話使用等には、保持違反と交通の危険違反の2つがあります。保持違反は、反則金がありますが、交通事故を起こした場合は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金であり、反則金はありません。また、物損事故を起こせば違反点数6点であり、1回の行為で免許停止になります。

問 携帯電話を手に持っているだけで違反になるのか？

答 「停止しているときを除き、手で保持して通話のため使用する行為」が保持違反であり、保持せず通話したり、通話せず保持しただけでは違反になりません。(保持違反 点数3点、反則金 普通 1万8千円)

